

蒲郡市更生訓練費支給事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）に基づく就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している者に更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図ることを目的とする。

(支給対象者)

第2条 支給対象者は、法19条第1項に規定する支給決定者のうち就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している者とする。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に定める被保護者又はこれに準ずる者として市長が認めた者に限る。

(支給額)

第3条 更生訓練費は、訓練に要する費用とし、その支給額は別表の額とする。

(支給手続き)

第4条 支給対象者が更生訓練費を受給しようとする場合は、原則として既に訓練を終わった前月分について翌月の始めに、当該訓練を受けた日数等についての当該施設の長の証明を付して、市長に更生訓練費支給申請書（第1号様式）を提出しなければならない。

2 市長は、申請書を受理した場合、その内容を審査し、更生訓練費支給決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

3 支給決定通知書の交付を受けた者は、更生訓練費請求書（第3号様式）をもって請求するものとし、市長は請求を受けた後、1ヶ月以内に支払うものとする。

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

1 訓練のための経費（月額）

	訓練に従事した日が 15日以上の場合	訓練に従事した日が 15日未満の場合
就労移行支援施設	3,150円	1,600円
自立訓練施設	2,100円	1,050円

2 通所のための経費

	日	額
就労移行支援施設		
自立訓練施設		280円